

# 被災者の支援制度

Support Systems for Disaster Victims

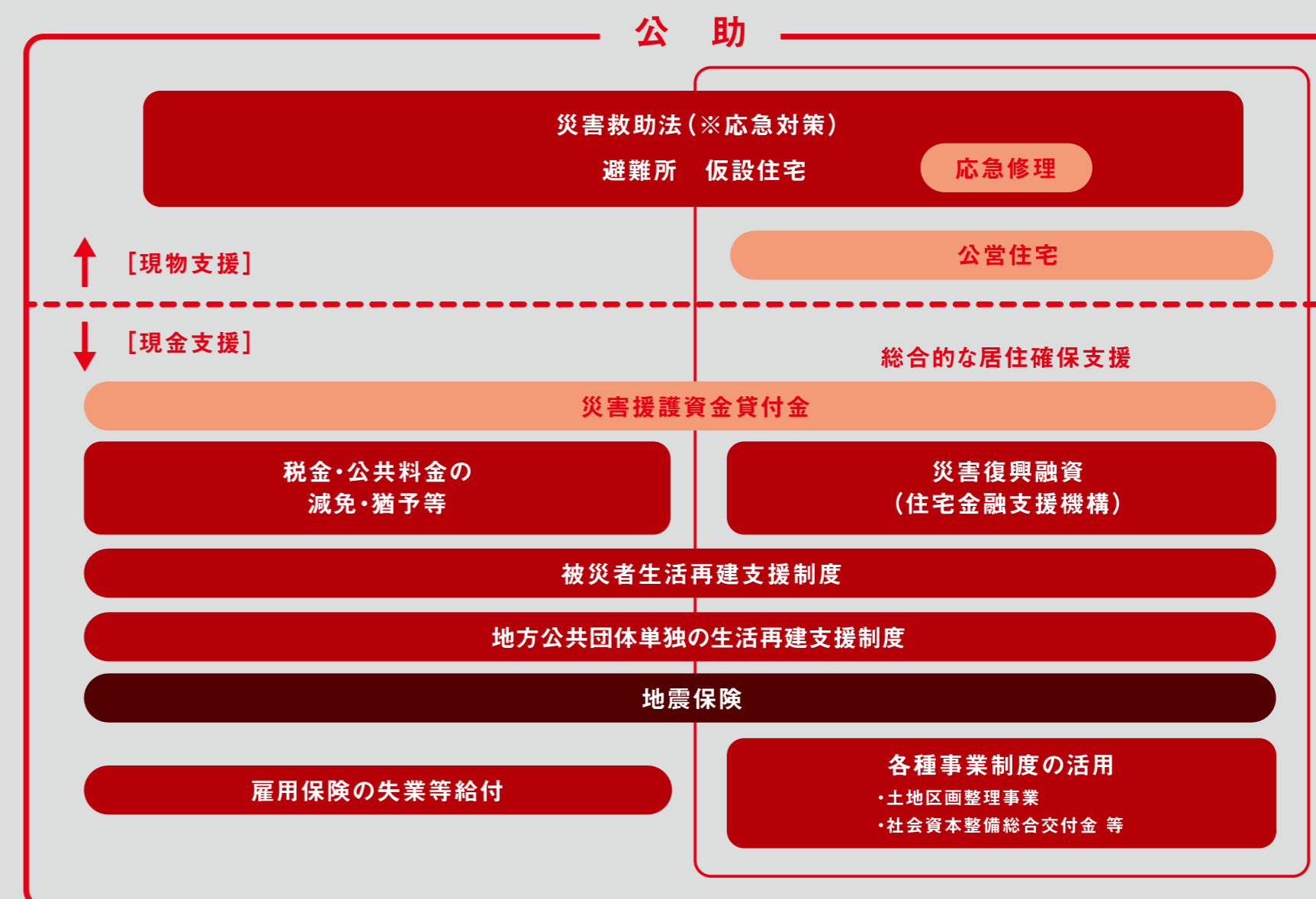


被災者を支援するさまざまな公  
的<sup>せいび</sup>制度が整備されている。各制  
度<sup>じっし</sup>が実施される場合は、市町村  
から被災者に案内される。住まい  
に<sup>いちじる</sup>著しい被害を受けた被災者を  
支援する「被災者生活<sup>ひさいしゃせい</sup>再建<sup>かつせい</sup>支援<sup>けんしえん</sup>制  
度<sup>せいど</sup>」、被災者が低利<sup>ゆうし</sup>の融資<sup>し</sup>を受  
けられる「災害援護<sup>さいがいえんご</sup>資金貸付<sup>しきんかしつけきん</sup>金」、  
被災して死亡<sup>しぼう</sup>した人の遺族<sup>いぞく</sup>に対  
する「災害弔慰<sup>さいがいちようい</sup>金<sup>きん</sup>」、被災により  
重度<sup>しょうがい</sup>の障害<sup>しょうがい</sup>が残った人に対する  
「災害障害見舞<sup>さいがいしょうがいみ</sup>金<sup>まいきん</sup>」などがある。

## 主な支援制度

<b>被災者生活再建支援制度</b> 住まいに被害を受けた被災世帯への支援金 	<b>災害援護資金貸付金</b> 被災した世帯への貸付金 	<b>災害弔慰金</b> 死亡(行方不明)した人の遺族に対する弔慰金 <b>災害障害見舞金</b> 重度の障害が残った人に対する見舞金 
---	-------------------------------------	--

## 自助・共助・公助についての基本的な考え方(内閣府)



— 所得制限がない、または所得制限はあるが国民の大半が支援対象になりえるもの  
— 自助または共助(所得制限とは無関係) — 所得制限があるもの